

## 睦木電機の環境方針

### ■理念

企業活動において地球環境への影響を重視し、環境を積極的に保全し、向上させ、持続的な発展が可能な社会作りに貢献する。

### ■基本方針

#### 廃棄物の分別

##### ○紙は正しく分別

##### リサイクル可能な紙

- 新聞、ダンボール、OA紙、雑誌、シュレッダー紙、  
その他(包装紙、空箱、紙袋)

\*許可業者か再生資源業者(リサイクル事業者)へ委託してリサイクル。

##### リサイクルに向かない紙

- 汚れた紙、においのついた紙、感熱発砲紙、昇華転写紙、アイロンプリント紙、  
水に溶けない紙(紙コップ、写真プリント用紙、合成紙、コーティングされた紙)

##### 紙以外の素材

- プラスチック製品、粘着テープ、金属類(ファイルの金具)、DVD、  
ビニール製の表紙 など。

\*一般廃棄物または産業廃棄物として、一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して適正に処理。

##### ○産業廃棄物の分別

- 電線
- 配線ビニールダクト
- アルミ・鉄などの金属

\*産業廃棄物として、産業廃棄物処理業の許可業者に委託して適正に処理。



・・・大阪市環境局一般廃棄物指導課より抜粋・・・

(<http://www.city.oosaka.lg.jp/kankyo/>)

■法令の遵守

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

日本国政府国章（準）

日本の法令

通称・略称

廃棄物処理法、廃掃法

法令番号

昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号

効力

現行法

種類

環境法

主な内容

廃棄物の抑制と適正な処理、生活環境の清潔保持

関連法令

循環型社会形成推進基本法、産業廃棄物処理特定施設整備法

○環境基本法

(平成五年十一月十九日法律第九十一号)

最終改正：平成二六年五月三〇日法律第四六号

(最終改正までの未施行法令)

平成二十六年五月三十日法律第四十六号 (未施行)

第一章 総則 (第一条—第十三条)

第二章 環境の保全に関する基本的施策

第一節 施策の策定等に係る指針 (第十四条)

第二節 環境基本計画 (第十五条)

第三節 環境基準 (第十六条)

第四節 特定地域における公害の防止 (第十七条・第十八条)

第五節 国が講ずる環境の保全のための施策等 (第十九条—第三十一条)

第六節 地球環境保全等に関する国際協力等 (第三十二条—第三十五条)

第七節 地方公共団体の施策 (第三十六条)

第八節 費用負担等 (第三十七条—第四十条の二)

第三章 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関等

第一節 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関 (第四十一条—第四十四条)

第二節 公害対策会議 (第四十五条・第四十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この法律において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオ

ゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この法律において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第二十一条第一項第一号において同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

\* 環境基本法一部抜粋

## ■ 「循環型社会形成推進基本法」について

「循環型社会形成推進基本法」が平成12年6月2日（金）に公布されました。

### 1. 経緯

(1) 喫緊の課題である廃棄物・リサイクル対策の重要性にかんがみ、環境庁として今後の対策のあり方について検討を進めてきた。

(2) 平成11年10月4日の与党政策合意において、「平成12年度を「循環型社会元年」と位置づけ、基本的枠組みとしての法制定を図る」こととされた。

(3) この合意を受け、政府、与党一体となって検討作業が進められた結果、「循環型社会形成推進基本法案」が取りまとめられ、平成12年4月14日の臨時閣議で決定された。

(4) 平成12年5月9日衆議院本会議において可決された。

(5) 平成12年5月26日（金）に参議院で可決され、成立した

### 2. 法案の概要

- 循環型社会形成推進基本法の趣旨
- 循環型社会形成推進基本法の概要
- 循環型社会形成推進基本法

## ■循環型社会形成推進基本法

(平成十二年六月二日)

(法律第百十号)

第百四十七回通常国会

第一次森内閣

循環型社会形成推進基本法をここに公布する。

循環型社会形成推進基本法

## 目次

### 第一章 総則（第一条—第十四条）

#### 第二章 循環型社会形成推進基本計画（第十五条・第十六条）

#### 第三章 循環型社会の形成に関する基本的施策

##### 第一節 国の施策（第十七条—第三十一条）

##### 第二節 地方公共団体の施策（第三十二条）

#### 附則

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の基本理念にのっとり、循環型社会の形成について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において「循環型社会」とは、製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分（廃棄物（ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいう。以下同じ。）としての処分をいう。以下同じ。）が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

2 この法律において「廃棄物等」とは、次に掲げる物をいう。

一 廃棄物

二 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（現に使用されているものを除く。）又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品（前号に掲げる物を除く。）

3 この法律において「循環資源」とは、廃棄物等のうち有用なものをいう。

4 この法律において「循環的な利用」とは、再使用、再生利用及び熱回収をいう。

5 この法律において「再使用」とは、次に掲げる行為をいう。

一 循環資源を製品としてそのまま使用すること（修理を行ってこれを使用することを含む。）。

二 循環資源の全部又は一部を部品その他製品の一部として使用すること。

6 この法律において「再生利用」とは、循環資源の全部又は一部を原材料として利用することをいう。

7 この法律において「熱回収」とは、循環資源の全部又は一部であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することをいう。

8 この法律において「環境への負荷」とは、環境基本法第二条第一項に規定する環境への負荷をいう。

（平二四法四七・一部改正）

（循環型社会の形成）

第三条 循環型社会の形成は、これに関する行動がその技術的及び経済的な可能性を踏まえつつ自主的かつ積極的に行われるようになることによって、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の実現が推進されることを旨として、行われなければならない。

（適切な役割分担等）

第四条 循環型社会の形成は、このために必要な措置が国、地方公共団体、事業者及び国民の適切な役割分担の下に講じられ、かつ、当該措置に要する費用がこれらの者により適

正かつ公平に負担されることにより、行われなければならない。

(原材料、製品等が廃棄物等となることの抑制)

第五条 原材料、製品等については、これが循環資源となった場合におけるその循環的な利用又は処分に伴う環境への負荷ができる限り低減される必要があることにかんがみ、原材料にあつては効率的に利用されること、製品にあつてはなるべく長期間使用されること等により、廃棄物等となることができるだけ抑制されなければならない。

(循環資源の循環的な利用及び処分)

第六条 循環資源については、その処分の量を減らすことにより環境への負荷を低減する必要があることにかんがみ、できる限り循環的な利用が行われなければならない。

2 循環資源の循環的な利用及び処分に当たっては、環境の保全上の支障が生じないように適正に行われなければならない。

(循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則)

第七条 循環資源の循環的な利用及び処分に当たっては、技術的及び経済的に可能な範囲で、かつ、次に定めるところによることが環境への負荷の低減にとって必要であることが最大限に考慮されることによって、これらが行われなければならない。この場合において、次に定めるところによらないことが環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときはこれによらないことが考慮されなければならない。

一 循環資源の全部又は一部のうち、再使用をすることができるものについては、再使用がされなければならない。

二 循環資源の全部又は一部のうち、前号の規定による再使用がされないものであって再生利用をすることができるものについては、再生利用がされなければならない。

三 循環資源の全部又は一部のうち、第一号の規定による再使用及び前号の規定による再生利用がされないものであって熱回収をすることができるものについては、熱回収がされなければならない。

四 循環資源の全部又は一部のうち、前三号の規定による循環的な利用が行われないものについては、処分されなければならない。

(施策の有機的な連携への配慮)

第八条 循環型社会の形成に関する施策を講ずるに当たっては、自然界における物質の適正な循環の確保に関する施策その他の環境の保全に関する施策相互の有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(国の責務)

第九条 国は、第三条から第七条までに定める循環型社会の形成についての基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、循環型社会の形成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十二条 国民は、基本原則にのっとり、製品をなるべく長期間使用すること、再生品を使用すること、循環資源が分別して回収されることに協力すること等により、製品等が廃棄物等となることを抑制し、製品等が循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進するよう努めるとともに、その適正な処分に関し国及び地方公共団体の施策に協力する責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、前条第三項に規定する製品、容器等については、国民は、基本原則にのっとり、当該製品、容器等が循環資源となったものを同項に規定する事業者適切に引き渡すこと等により当該事業者が行う措置に協力する責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、国民は、基本原則にのっとり、循環型社会の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力する責務を有する。

(法制上の措置等)

第十三条 政府は、循環型社会の形成に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十四条 政府は、毎年、国会に、循環資源の発生、循環的な利用及び処分の状況並びに政府が循環型社会の形成に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る循環資源の発生、循環的な利用及び処分の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

\* 環境省ホームページより抜粋